

国家戦略道路占用事業

～コミュニティサイクルポートの設置によるまちなかの賑わい創出～

世界遺産「姫路城」周辺において、道路法の特例(道路占用許可基準の緩和※)の活用により、道路空間を利用して**コミュニティサイクルポートを設置**し、外国人観光客等の**交通利便性の向上**を図り、**まちなかの賑わいを創出**

※余地要件(道路敷以外に場所がないこと)の適用を除外

- 実施主体 姫路市
- 箇所数 25か所(うち特例活用5か所)
- 自転車数 150台
- 運営開始 平成28年7月1日



凡例
 ● … 市等管理地内のポート
 ■ … 特区活用によるポート

